

東久留米市都市計画マスタープラン 中間見直し市民検討委員会（第17回）
議事録（要旨）

1 開催日時

日時：平成24年1月13日（金） 午後2:00～5:30
場所：703会議室（東久留米市役所7階）

2 出席状況

■出席委員：13名（1名欠席）

■市：都市建設部長、都市計画課（事務局）4名

■コンサルタント：2名

■傍聴者：1名

1 都市計画マスタープランの草案について

事務局：資料 1 序章を説明

委員：P21、(6) について、そこで…とあり、東日本大震災を契機に安全に避難できるまちづくりが必要とのことだが、東久留米市として斜面崩壊による土砂災害が課題なのか、局所的な豪雨が課題なのか、どこが問題で何が課題なのかが読み取れない。課題と今後の方向が合体してしまっている。

事務局：まちづくりの主要課題については、この市民検討委員会で抽出してもらったものだ。防災計画の見直しや再点検を行い、災害時の被害ができるだけ少なくすむようにという意図がある。次の部分は、自然災害への対応の必要性を記述している。課題を具体的に記述するとなると都市計画マスタープランの中では難しい。自然災害に対する物理的な対応は必要である。

委員：記述に対し否定的になっているわけではなく、どこのまちも同じような内容なので、東久留米らしさを出すにはどうしたら良いかと考えている。

委員長：P21、22 の整理について。防災についてはP15 に関連記述がある。事実として、東久留米では浸水と冠水被害がある。背景として東日本大震災が起きたことで、大震災や大規模災害時における防災計画の再検討が求められるようになった。このことは地域別でも議論になったと思うので、説明したほうが良い。

委員：「そこで」とつなぐと、具体的にどうするといった結論がほしくなる。この接続語は取れないか。

事務局：この部分ではまちの現況、時代の潮流変化で拾い上げたものをまちづくりの主要課題として記載している。必要なこと、重要なことを踏まえて次の章では、まちづくりの目標や方針というかたちで全体を構成している。

委員長：P15 浸水、冠水被害の事実関係の記述が弱い。防災、交通について説明不足。あまりにも簡素すぎるため、内容を加筆する必要がある。P21、22 に何を書くかは事務局預かりとさせてもらい、わかりやすく説明できるようにする。作業部会で意見はあったか。

副委員長：これについて、作業部会では意見はなかった。「そこで」の意味合いは、前後関係の文脈があり、その接続詞が入ることは大前提だ。防災に関してはP57 に詳しい記述がある。P21、22 は「まちづくりの主要課題」ということでこのまとめでよいかと思う。

委員：立川断層が危険であるという旨の報道を受け、変更が必要なことが何もなかったのかどうか、明らかではない。もし見直しが必要であれば書くべきだ。

副委員長：防災については、地域防災計画で細かく再検討されている。都市マスではどう位置づけるべきか。立川断層の話や、東日本大震災で明るみになった問題まで都市マスで記載すべきなのか。

委員長：委員の考えにもよる。都市マスに書き込んで、詳細は関連計画で検討するもよし。地域防災計画をガイドするような内容を都市マスに書くなど、都市マスと関連計画の関係性が整理されていれば良い。個別計画と都市マスとの関係は様々なケースがありうるが、都市マスの構成は1～6で根拠を示し、7で整理する今の状態が良い。

委員：(6) の防災についてはP57 で示されている。

委員：P20 (2)、「バスが使いやすく」という記載にはコミュニティ・バスのこと含まれて

いるのか。バスが使いやすくという記載だけだと今現状に通っている路線バスのことだけのようにも読み取れる。

委員長：コミバスも含まれていると考えて良い。そのことについては、P40～P44で具体的な記載があるので、そちらでご意見をいただきたい。

事務局：P40～P45で検討するのが良いと考える。

委員長：コミバスも公共交通としてよい。個別に意見があるだろうから、お気づきの点を書き込んで事務局まで提出してほしい。

事務局：資料1第1章を説明

委員：P37の土地利用方針図の中に市街化調整区域と市街化区域を示せないか。

委員長：市街化調整区域の部分だけでも囲みを入れられれば良いと考える。

事務局：具体的には農業集落地が市街化調整区域のエリアだ。

委員：凡例に、市街化調整区域と示してほしい。

事務局：記載する。

委員長：上の原地区のカテゴリズについて、居住者に誤解を与える表現になっていないか。西側の団地は建替が終わっているので土地利用転換地区の記述から除き、以前からの都市型住宅地ということにする。もしくは一団の中高層住宅地ということにしたかどうかという指摘があった。またはまちづくり重点地区など。指摘は最もである。提示された修正案のとおりで良いと思うのだが、どうだろう。

委員：その案で良いと思う。住んでいる人がいるので心配されるだろうと考える。

委員長：では、まちづくり重点地区でよいか。

委員：上の原地区に誘致する機能とは整合が取れているのか。

事務局：この方針で整合している。

委員長：P30の広域的な将来都市構造図はここに入れる必要はないのではないか。独立させた広域的な都市構造の位置づけはP4程度でよい。骨格構造がこの位置でいいのか。むしろ、P33が重要だ。P41、42に重複があるのではないか。方針を示すことでよい。

委員：道路のあり方について。P45で、東3・4・18から六仙公園へのアクセスは、神明通りと南町通りをつなげば新所沢街道まで直結するので、自然環境を破壊するような整備はしないでほしい。

委員長：どういうことか。

委員：整備されていない東3・4・18をわざわざつくる必要があるのかということだ。

事務局：これについては庁内部会でも検討し、市内の道路ネットワークのことを考え、このような形になった。東3・4・18は新青梅街道から五小までが整備済みもしくは事業中の区間である。指摘でもあったように、神明通りから南町通りを結ぶのは幅員が狭い状況がある。六仙通りは補助幹線道路に位置づけた。

委員：将来道路がつながることを懸念する。整備できれば良いということもわかるが、東久留米の水とみどりの象徴的な場所を残したいと考えている。

事務局：P45の図でも記載させていただいているように、自然環境を守ることを前提とした区間として整備の在り方を検討している状況だ。ご理解願いたい。

委員長：この検討委員会の中で、この図に示されている部分は凍結状態だ。自然を守る形で整備することができるまでは保留にするという方向性が出ている。または公園のように整備できれば良い。東3・4・18は東3・4・13までつないで東久留米駅方向にネットワークすることでよいだろう。

委員：10年後になって、委員は何をしていたんだと言われたくない。水と緑は東久留米の基本なので、自然を壊す形での道路整備の手伝いはしたくない。

委員長：具体的にどこをどうすると指摘いただくのが良い。この図は、環境的にインパクトのある整備は留保している図で、東久留米の良さを残そうと考えて作った図だと思う。

委員：私はこの図面で良いと考えている。住んでいる人の気持ちとか校区を考えるとこれでよい。

副委員長：●●委員が言いたかったことは、六仙通りをこの色にしないで、直線ではなく、神明通りと南町通りをつなぐラインの方が良いということではないのか。

委員長：チェックしてもらうのが良い。具体的な指摘のほうが検討しやすい。

委員：東3・4・18は六仙公園への重要路線となる。理由は防災的な見地で六仙公園を整備していくのだと思うが、実際に大きな主要道路から六仙公園に向かう道路は、どうしても東3・4・18をってから神明通りに入る、という形なので将来的に重要な道路になると思っている。

委員長：今の議論は六仙通りを広げるということではないのではないか。一応ネットワークとしてアクセスができる構造になっているという意味である。P45の緑○の部分は、緑や自然環境に配慮したものを作れない限り、当面は道路をつくることは留保してくださいという図になっている。わかりづらい図になっているか？

副委員長：単純に、神明通りと南町通りを縦に結ばなかったのは何故かという質問だったと思うので、●●委員の質問の答えは出ている。これで良いと思う。

委員長：ほかに、同じ章で重複している文章があるので、表現を工夫したい。

事務局：基本的な考え方はこの通りだ。都市を支える整備の方針は重複しないよう表現を修正する。

委員長：公共交通はどうする？ P44のコミバスのコメントが消えているが、全体に入れて地域に入れないということだったか。書いても良いのではないか。

事務局：地域公共交通の充実に関して、コミバスを走らせる方法もあるし、既存のバス、ほかの公共交通、地域の実情に応じた施策を検討するというスタンスで考えていければと思う。ただし12月議会で市長がコミバスの任期内の実験運用は難しい、と発言した。

委員：現市長の意見と、この検討委員会の意見は別ものだ。

委員長：地域公共交通という表現が難しいので、コミバスやオンディマンドタクシーなどが入るとの注釈を入れ、これから検討していきます、くらいの下りは入れるようにしたい。

委員：地域公共交通の充実に向けた「取り組みを進めます。」とは？訴えかけていくことも取り組みだし、コミバスをつくることの取り組みよりは、必要性を確認することに向けた取り組みをすることか。具体的な話をしているのに、具体的な内容になっていないと感じる。

委員長：敢えてこのような表現にしたのではないか。やるとは書けないので検討するくらいにしようということだった。表現がわかりにくいという指摘か？ 明確にこうせよ、ということではない。

事務局：このあたりの表現については市の基本計画と文言表現を合わせる方向性で考えている。

委員：P39、市街化調整区域内の開発など規制の対象にならない土地利用転換について・・・の部分の文章がわかりにくい。

事務局：市街化調整区域内の住宅開発は当然規制の対象になるが墓地などは開発できるし、既存宅地の建て替えもできる。市街化調整区域は本来開発行為ができない区域になっているが、その規制の対象外の土地利用の転換・・・

委員長：開発というと都市計画法の開発行為で規制の対象になっているものと誤解されそう。なので「市街化調整区域内において規制の対象にならない土地利用転換について」などとの表現で、「開発など」を取ってはどうか。

委員：ここでいう市街化調整区域としての適切な土地利用とはどういうことか。規制の対象にならない土地のことをいっているのか。

事務局：ここで記載されている開発の対応について、本来市街化調整区域というのは市街化を抑制すべき区域のことを言うが、墓地開発などはできてしまう。農業環境と調和する適切な土地利用となるように方策を検討するということだ。墓地はだめとは書けない。

委員：墓地を作ることが市街化を抑制することに繋がるのか、という意見もある。農業の土地を守っていくという表現なら解りやすいが。

委員：農業環境が適切なのかどうかはわからない。

委員：規制対象以外は何でもできるということか。

委員：土地はあくまでも個人の所有物なので、農業を続けてください、農地を保全してくださいと言っても市は援助してくれない。土地利用転換の適正指導とは市街化調整区域内でやってはいけないことを規制するということであって、農業をやりなさいということではない。文言表現をもっと簡単にしても良いのではないか。

委員長：やってはいけないことは都市計画として地権者の意見を聞いて決めることだ。その際都市計画として決めたことの中で漏れているものが市街化調整区域の中に建ってしまう現状がある。それらを踏まえ、適切か不適切か判断し誘導していくというのがここに書かれている趣旨だ。農家の事情もあり、何でもいいわけでもなく何でもダメなわけでもない。適切な状況を判断し見極めて、ここにははっきり記す必要があると思う。都市計画法の穴のふさぎ方をきちんと明記する必要がある。

事務局：それについて何が適切か、どこまで書けるかが難しく、現在の状況ではこのような表現になっている。

委員：市街化調整区域の全てを農地にしろという言い方とは違うと思う。

委員長：書いている側も、そのようなことは全く考えてはいないだろう。土地利用に転換する際、どのような手順で、どういう方向なら、市民もよしとするか、ありようを探ることが重要だ。

事務局：柳窪については、所有者の要望に応じて市街化調整区域に戻した経緯がある。そのような趣旨を踏まえ、調整区域の適切な土地利用を図っていききたいというのが基本的な考え方だ。

委員：それでは、文章の中に「規制の対象にならない土地利用転換について、都市計画法に基づいて…」と書いてはどうか。

委員長：都市計画法や建築基準法の対象にならないようなものでも、まち全体のこととして考えていく必要があるという内容を考え記載していく。関越道沿いの自治体などで産業廃棄物の野積みの問題が顕在化したことがある。農家だけでなく、居住者も迷惑だ。それなら低密度市街地

を認めたほうがよいのではないかという考えもある。ここには対処が必要ですよと書いてあるだけで具体的な方向性までは検討できていない。しかし課題としては対応する必要があるということを示したい。

副委員長：最終的には条例という手法か？

委員長：条例でやるしかないだろう。なので、それまでは「検討する」程度の表現だ。まだ何を検討するかがわからないのだからもっと明確にしたほうが良い。

委員：この四月から都道府県が管轄していた墓地の許可業務が市に下りてくる。そこを含めると、どうすべきかを記載する必要があるのでは。

事務局：墓地の規制については市で条例を作る事となり、現在案を公表し、パブリックコメントを募集している。東久留米市の条例案は宗教法人ができて新たな参入をする場合は5年間活動した後としている。また、宗教法人が土地を保有しなければいけないことにし、名義貸しなどを無くしている。墓地は地方自治体で作ることが原則だが、東久留米市には市営墓地がない。

委員：市内における宗教法人の名義貸し対策なども考えないといけない。

委員長：ペット霊園など、最近は問題を抱えている。

委員：隣の新座市は市の4割以上が市街化調整区域になっている。規制を調べてみてはどうか。

委員長：新座市の市街化調整区域では、知らぬ間に廃棄物置き場になり、プレハブが建ったりというような事も起きているようだ。

事務局：資料1第2章を説明

委員長：データがたくさんあったはずだが、あえて簡素化するため除いたのか。

事務局：去年検討いただいた危険宅地の位置などは検討の中ではお示ししたが、ここには掲載していない。

委員長：それでいいか。あの資料を見ながら委員は考えていた。資料編のようなものを作ってしっかり考えました、としたほうが良いと考える。そのほうが根拠として示せるだろう。

事務局：事務局で作業する。図、資料で使えるものは使う。

委員長：本編に入れ込む必要はない。検討いただきたい。

委員：資料編には宅地開発規制区域もほしい。

委員：犯罪について。振り込め詐欺の発生件数が東久留米市は突出しているとのこと。コミュニティの中で防ぐ対策を記載出来ると良い。ここで触れることではないかもしれないが、東久留米市の被害が都内で一番多いそうだ。西東京市、東村山市も多いようだ。

委員長：犯罪防止についてはP60、2.(2)で書かれている。二つは物理的な対策を、三つ目で防犯体制のことが書かれている。これ以上のことが書けるかという部分だ。振り込め詐欺に特化した書き方は無理かもしれない。ひったくりなどはあるのか？

委員：地域放送では、振り込め詐欺や不審者の情報が良く流れる。

事務局：団地世代が高齢化していること、子供と別居している世帯が多いなど関係するのかもしれない。

委員：コミュニティの崩壊したところが狙われているのかもしれない。

委員長：振り込め詐欺と記載するかは別として、犯罪防止のための地域コミュニティの再構築など記載できると良い。

事務局：P60（3）に市民の力を活かして安全安心なまちをつくるという部分で記述している。

委員：防災の観点と、地域コミュニティの再構築のイメージは少し違う。

委員長：内容が重複しても良い。

事務局：（2）の3つ目の・（なかぐろ）部分に地域連携のくだりを書き込む。

委員：子どもたちが狙われている。不審者による待ち伏せや、つけまわしなどが東久留米は本当にこのところ増えていて、ほぼ毎日のように起こっている。学校も処置しているし、防犯協会もパトカーで巡回しているが、人手が足りない。犯罪防止の文章を強調していただければありがたい。

委員長：防犯に関連する所管課と連携して、都市マスでどのように対応するか調整願いたい。

委員：P63（3）、地域資源を活かしたまちづくりとは、何を得ようとしているのか。愛着と誇り、経済、交流？ 何を指すのか。

事務局：P61の「活力をはぐくむまち」の部分に説明している。

委員：愛着と誇りだけにとどまらず、落合川への親水性を高めたり、生活環境をもっと豊かにするなど、具体的に書いたほうが良いのではないかと。市民の生活環境を豊かにするのが究極の願いではないか。

事務局：昨年度の様々なテーマ別の検討で出てきた意見を踏まえての意見とさせていただいている。

委員長：子供たちの議論を書いた方が良く、様々な地域資源を整理して記載すると良い。

事務局：P16、P17がそうだ。

委員長：資源活用の可能性がもう少し具体的に書かれているほうが良い。景観なども資源だ。

委員：七福神を回ろうにも東久留米駅からの道のりがわかりにくい。竹林公園への導線は特にひどい。こんなに良いところがあるということで、経済や交流の活性化が図られるのではないかと。地域資源を守っていかう。

委員：地域資源を活かしてどのような利益を追求するかはの観点が大切だ。例えば経済的な豊かさに繋がらなかったとしても、景観や水やみどり、人々のふれあい、ウォーキングロードなどが良くなるとすれば、地域資源を守ろうという意識が市民に芽生えるのではないかと思う。

事務局：2つ目の・（なかぐろ）で記述しているとおり、「地域資源の活用策を検討します。」と記載をしている。短めだが総括的な記載をさせていただいている。

委員長：何のために活用したいのかをはっきりさせたほうが良いと思う。愛着、経済、観光、振興などだろう。議論を振り返り、書ける範囲で書くことにする。全体的にも例示が少なくなったので活用例や、他の自治体の事例など適切なものを入れたほうが良い。

休 憩

事務局：資料1第3章を説明

委員：P67（3）、「上の原や氷川台の共同住宅」との記載があるが、氷川台には共同住宅はない。

事務局：氷川台一丁目の都営団地を指している。

委員：P71では「良好な低層住宅地の形成を図ります」と書かれている。整合を図る必要がある。

事務局：現行都市マスの記載内容含め確認する。

委員：P117の図にも市街化調整区域の凡例がほしい。

事務局：農業集落地の部分について修正する。

委員：工業地・流通業務地の色合いを紫色に変えられないか。都市計画図で言うところの準工業っぽい色にしたほうが良い。

事務局：紫色は住工共存市街地として使用している。事務局で検討する。

委員長：都市計画図では工業系は青から紫色の扱いだ。

事務局：本市には工業系は準工業地区の指定しかなく、準工の仕様が紫色になっている。

委員長：各地域別まちづくり方針図に、湧水や文化財など地域資源を可能な範囲で入れても良いのではないか。

委員：P111、西部地区の土地利用の育成・誘導方針の部分だが、弥生地区の方向性が何も書かれていない。住んでいる人は小平市民のような感覚なので地域別懇談会への参加も少なかったのだろうか。この地域は大変困っている地域ではないかと思うが意見はなかったのか。

事務局：地域別懇談会で、滝山とあわせて記載がされている点について意見はあった。弥生地区は低層住宅地と位置付け、その環境を保全するため敷地の細分化の防止などの記述の中に包含する形で記載している旨説明した。

委員：道路について何もなかったのか。学校への通学路は歩道橋を渡ることになっているし、道路の敷地の半分が小平、半分が東久留米なので工事をしてもらいたくてもしてもらえない、という事を聞いたことがあるが。

事務局：以前の都市マスで、この地区は道路冠水の問題があったが、これはすでに改善した。今回は具体の意見はいただかなかった。

委員：市役所方面へのアクセスが不便とかの意見はなかったか。東久留米住民としては飛び地のようになっている。

事務局：今回はその意見は出ていなかったようだ。

委員長：地域別懇談会の意見をもう一度確認する。

委員：弥生地区には数年前にできた比較的新しい老人ホームがある。このあたりに住んでいる住民の意見は特に拾い上げたいと思っていたところだ。

委員：道路環境が非常に悪いと感じる。一方通行があり、新青梅街道から入ることができない所もある。このような状況なので、何も書かなくて良いかどうか気になる。

委員：現行都市マスでは、新たな集会施設等を実現するとの記載があったが、それは実現しなかったのだろうか。

委員：この地域は一番困難な地域だと住民が言っているのを聞いている。この弥生地区のことを忘れないように、どこかに包含して記載をできないか。

委員長：地域別まちづくり方針図に地域資源が抜けているのは残念だが、重点的に取り組むべき課題で市の考えを押し出せている。この後も意見をいただく時間がある。

事務局：資料1第4章を説明

委員長：作業部会の修正提案について。P123、情報は市民側は受信するばかりでなく発信することもあるので修正提案が良いと思う。より具体的に能力の向上、リーダーの人材育成について求められていることが書かれている。進行管理についても、10年後のことを見据えて書いて

であるのでとてもよい。これは他市のマスタープランにはなかなか書かれていないユニークな観点だし、市民提案型で良いと思う。

事務局：事務局としては修正前の案でご提案させていただいている。作業部会での修正案を示しているが、意見がほしい。継続的な仕組みを検討しますと書いている部分のイメージが、受け取り側によって違ってくる表現となってしまう。このようなことも含めて今後検討していくという意味で受け取っていただければ良いのだが。

委員：現行都市マスに書かれている「市民主体のまちづくりを推進するために、市民の思いを引き出し、政策提言や実現に結びつける仲介役のまちづくりセンターなどの体制づくりを検討する」との記載があるが、この10年間その機会がなかった。この文面では仲介役のまちづくりセンターのようなものをイメージするが、「整備していきます」とはなかなかいえない状況だ。既存のまちづくり組織や市民協働参画等の取り組みを活かしながら、市民ボランティアだけでなく専門家がいて行政ともスタンスの違ったまちづくりの体制づくりを入れるようお願いしたい。

委員長：まちづくりセンターとするか、まちづくりサポートセンターのようなものか、市民参加を支援する行政の体制を整えることが必要である。少し書いておかないと次のステップにつながらないので具体的に書いた方がよい。「つくります」とは書けないので「検討します」ということでのせることでどうか。

副委員長：この4章は市民検討委員会や作業部会でも時間不足でしっかり検討できなかった部分だ。とても大事なことなので、少なくとも実現していく方向にすべきであり、ここで検討したからあとは行政のみなさんお願いします、ではこの先の10年間で実現はできないだろう。継続的な市民参加の仕組みの検討をお願いしたい。そこで出てくるノウハウは必ず次回の都市マスで利用できると思っている。検討する意思を表していただければと思う。

委員：身近なところから実践してまちづくりを、との記載があるが、任意で集まったボランティアが街全体をフォローすることは難しい。市全体を網羅した人が参加する仕組みをつくらなければならない。市の体制づくりは難しいと実感している。市長や副市長が関わるくらいでなければまちづくりを市民とともにということにならない。もし本気で「市民とともにまちづくりを」という考えがあるなら、とにかく市民が集まれる場所づくりの検討をしていただきたい。

委員：現行都市マスには P113 に「協働体制の強化」と見出しとして書いてある。現行より後退することなく、継続的な参加の仕組みづくりを入れてほしい。文章には入っているが、小見出しにしていただけないだろうか。そして、都市マスを作っておしまいではなく、これからまちづくりが始まる、ということをも市民の意思として掲げていけたらと思っている。

委員長：市民参加の仕組みを整える、ではなく市民協働の体制づくりということか。

委員：市民参加のしくみとは行政が主になり公募をするかたちだ。今回の地域別懇談会もワークショップというより説明会的で、市民主体ではできなかった。2回目の地域別懇談会も意見をぶつけるような対立型だった。やはり市民主体の体制づくりが必要だ。市民参加というより市民主体が大切なので市民主体を前面に出してほしい。行政からは金銭支援だけでなく、人的支援がほしい。練馬区のまちセンは参考になるのではないか。

委員長：市民の主体的な活動を支援するしくみを整えるということだろう。市民参加の概念の中に「協働」も市民参加の一つの形だと言っている。いわゆるパーティシパーションと言って、一

緒にやるという関わり方から自分たちでやってしまう、という関わり方まで幅広い。市民協働の形態は、自己統治から関与まで、やり方は色々ある。

副委員長：市民主体のまちづくりを都市マスで謳っているからには、市民が主体的に関わっていく必要がある。ところが協働相手の行政との協働というのはとても難しい。市民側もある程度組織的、且つ知識が必要だ。いかにして仕組みを作るかをここに記載したいと考える。市民健康センターが市のはずれに立地しているが、とても不便であり 10 年後、20 年後もこれでいいのか、などの問題を継続的に考える場所が必要。遠い将来を見込んでこのしくみを作っていきたいという提案をしたいと考える。

委員長：具体的にどう記述するか。「市民の主体的な活動を育み、協働のまちづくりを進めるしくみを整える」などか。「参加」よりは「協働」だ。タイトルではっきりわかるように (3) を修正する。具体的にまちづくりセンターと書くか、仕組みのイメージを記述したい。意見があればメール等で流していただきたい。

事務局：(3) タイトル名、認識した。一つ目の・(なかぐる) 部分、市民の自主的なまちづくりの支援の部分とその下の部分の記述だが、このあたりの文言の修正ということで良いか。

委員長：順番性もある。構造として整理すると良い。体制をつくった上でリーダーの育成だ。記載がないわけではない、もう少し強調する、ということだ。

委員：政治と行政の話が絡んでくるので難しい話になってしまう。スウェーデンでは、市民という概念があまり出てこないのは、オンブズマンが行政のやることに対してチェック機能を持っているからである。複合的な話になっているので整理が必要だ。世田谷のようなまちセンを否定するものではないが。

委員長：今いただいたご意見はとても大事な内容なので、反映するように努めたい。

事務局：都市マスは行政計画になっていく位置づけにある。そういった意味も含め調整したいと考える。

委員長：委員長責任だ。後は市長に頑張ってもらっていただく。パブコメにもかけるので、考えた文言が落ちたり、新たな文言が入ってくる可能性があるとは思う。

委員：決め方、責任の持ち方など論議していない部分は、少し考えさせてほしい。

委員長：文言について具体案がないので意見がかみ合わないが、言い切れないところは指摘願いたい。今日、もし出し切れていない意見があった場合は、2月に最終案の確認なので、一週間くらいの間で提出していただきたい。

事務局：来週中にはおおむねの修正を終了したいので、水曜日くらいまでに意見がほしい。

委員長：水曜日までに意見を出すようお願いしたい。

2 その他

事務局：今後のスケジュールを説明

事務局：今日いただいた意見を踏まえて修正案をまとめ、素案を2月に確認、市長に報告する。その後、(3~4月) からパブコメに入る。都計審の諮問答申は5月予定。第18回市民検討委員会はその後の予定。2月20日、23日のどちらかで設定する。時間は14時からの開催予定である。

フォーラム開催について

事務局：委員の企画でフォーラムを、という話が以前にあった。もし開催するのであれば、タイミング的に次回のパブコメ募集の広報特集号のタイミングで開催するか、もしくは都計審への諮問後の6月くらいに、と考えるがいかがなものか。できれば、この委員会のメンバーで開催できる方向性でと考える。

委員長：市民協働の継続的なしくみ、次のステップに向けた実現に向けてのアクションや仕組みづくりということで、市民を集めてディスカッションをやってみてはどうか。

委員：二度手間だ。開催の必要はない。

委員長：もちろん義務ではなく、この中の有志がやるという形になると思う。

委員：何のためにやるのか。目的がはっきりしないと難しい。また、そこで出た意見はどう扱うのか。

委員長：それは委員の皆さんが考えるべきことだが、市民が関われる都市マスの実現、実行のために重要なことを皆で議論する。具体的には市民参加のしくみづくりについて議論する。どういう協力があるのか、まちづくり条例のことなど。次のステップにつながるアクションを考えたい。

委員：都市マスの冊子について、HP にアップしていても、それをわざわざダウンロードして読む人はそういない。でも、色々なことを知ってもらわないとまちづくりは進まない。機会を増やし、都市マスってもしかしたら面白いかもしれないと思ってもらえるきっかけづくりになればいい。

委員：概要版は作るのか。

事務局：概略の折り込みチラシ形態で全戸配布する。

委員：やるとすれば報告会のようなものと、次に向けての市民参加で皆さんの思いを話し合うといったかたちだと考える。そして今後も行政が携わっていかないと成り立たないと思う。

委員長：市民みんなで考えることが大切で、一方的に情報提供をする形でないものを望む。

委員：この会は充て職だが、行政主導の委員会があったからこそまで来れた。フォーラムを開催し、良い方向に行くかどうか、政治の参加も含めてやっていけるのか。それは難しいのではないかと。一つの形としてやっていけるのかという部分がないままにフォーラムを開催するのはどうか。目的意識を持つことが必要だ。ただのパフォーマンスになることを危惧する。

委員：3回の地域別懇談会を開催し、たくさんの市民が参加し思いを述べ、私たちは意見を聞いた。その市民たちには地域別懇談会の意見がどう扱われたのかを聞く権利があると思う。たとえ報告会になったとしても意味があると思う。フォーラムを行わないのは不誠実だと感じる。

委員長：様々な異なるご意見があるようだ。委員長判断としてはフォーラムをやったほうがいいと思う。市民主体のまちづくりの仕組みについては地域別懇談会ではほとんど議論されなかった。都市マスをまとめる段階で未成熟の部分について、次につなげるという意味で意見交換するだけでもやる価値がある。ただし強制でやるのは意味がないので、有志でやることになるが、企画によっては止める手もある。ご協力いただける方にはご協力いただくという形で良いか。

事務局：イメージ的には4月開催、または6月開催で検討したいと考えている。いつぐらいのタイミングが開催にふさわしいのかもご検討願いたい。

委員：P125 に記述されている指標も含めた進行管理について。今の話はここに記載すべき話

だ。ただし、フォーラムがいいのか、勉強会がいいのか、そのようなことを継続していくことが必要だ。本来は恒常的にやっていかなければならないことだ。

委員長：本当の意味でマスタープランを管理するという意味では、定期的に勉強会等を持つことが必要だ。今の意見はとても大切だ。フォーラムのタイミングについては、また継続的に考えていくことにする。

事務局：会場押さえの関係もあるので、早めの検討をお願いしたい。

以 上